

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
関下複合商業施設  
名取市杜せきのした五丁目20番地35，20番地の3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
J a p a n C R E S e c u r i t i z a t i o n S e r i e s I 合同会社  
職務執行者 藤田 収二
- 3 市町村の意見の概要  
変更後の開店時間，駐車場利用可能時間，荷さばき施設利用可能時間が通勤通学時間帯となることから，駐車場出入口へ交通誘導員を配置するなど配慮されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
意見なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間  
平成24年3月23日から平成24年4月23日まで（ただし，閉庁日を除く。）